

総務省告示第 216 号（抜粋）

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）附則第 5 条の規定に基づき、法による改正前の統計法（昭和22年法律第18号）第 2 条の規定により指定を受けている指定統計のうち、法第 2 条第 4 項第 3 号の規定により指定を受けた基幹統計とみなすものを、次のとおり公示する。

平成21年 4 月 1 日

総務大臣 鳩山 邦夫

名 称	作成目的	作成者	作成方法
港湾調査	港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。	国土交通大臣	専ら統計調査の方法により作成する。